

神埼市新庁舎広告付き窓口案内システム設置事業者募集要領

1. 目的

本要領は、「神埼市新庁舎広告付き窓口案内システム設置事業仕様書」により導入する広告付き窓口案内システム（以下「システム」という。）を無償で設置する事業者（以下「システム提供者」という。）の公募による選定することを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 事業名

神埼市新庁舎広告付き窓口案内システム設置事業

(2) 事業内容

別紙「神埼市新庁舎広告付き窓口案内システム設置事業仕様書」のとおり

(3) 事業期間

システムの導入に係る設置工事については、契約締結の日から令和 2 年 9 月 20 日までとし、9 月下旬（9 月 23 日を予定）から運用できるようにすること。

システムの運用については、令和 2 年 9 月下旬（9 月 23 日を予定）から令和 7 年 9 月 30 日までとする。

ただし、システムの提供者が運用期間の延長を希望する場合は、令和 12 年 9 月 30 日まで延長することができる。

(4) 設置場所

神埼市新庁舎 1 階総合窓口

3. 参加要件

本事業に申込みできる者は、次に掲げる要件すべてを満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条、第 19 条の規定による手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 過去 10 年以内に国又は地方公共団体において、本事業と同様な事業実績があること。

4. 契約までのスケジュール

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和元年 12 月 2 日（月） |
| (2) 質疑受付 | 令和元年 12 月 2 日（月）から 12 月 6 日（金）まで |
| (3) 質疑回答期限 | 令和元年 12 月 10 日（火） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和元年 12 月 13 日（金）午後 5 時まで |
| (5) 企画提案の審査期間 | 令和元年 12 月 16 日（月）から 12 月 20 日（金） |
| (6) 審査結果発表 | 令和元年 12 月 24 日（火）予定 |
| (7) 契約締結 | 令和元年 12 月下旬から令和 2 年 1 月上旬 |

5. 参加手続等

(1) 募集要領等の配布

ア. 配布方法

神崎市役所総務企画部庁舎整備課内及び市ホームページ

イ. 配布期間

令和元年12月2日(月)から12月13日(金)まで

(庁舎整備課内での配布は、平日、午前8時30分から午後5時まで)

ウ. 配布資料

- ① 神崎市新庁舎広告付き窓口案内システム設置事業者募集要領(本紙)
- ② 神崎市新庁舎広告付き窓口案内システム設置事業仕様書
- ③ 質問書
- ④ 参加申込書
- ⑤ 市指定企画提案書

(2) 質疑応答

ア. 提出方法

質問書に記入し、電子メールにより庁舎整備課のメールアドレスに送信すること。

メールアドレス: soumu-03@city.kanzaki.lg.jp

電話や窓口に来庁しての質疑は受け付けないものとする。

イ. 受付期間

令和元年12月2日(月)から12月6日(金)まで

ウ. 回答

質問に対する回答は、提出された質問から随時、電子メールにて回答するほか、同じ内容を令和元年12月10日(火)までに市ホームページで公表する。

(3) 参加申込書、企画提案書の受付

ア. 提出書類

- ① 参加申込書 1部
- ② 契約書の写し 1部
※過去の実績がわかる資料として、契約者名、契約期間及び事業名がわかる部分のみ
- ③ 企業概要(任意様式) 1部
※企業理念又は経営方針、創業年月日、事業内容、営業状況等(必要事項の記載があれば、パンフレット等でも可)
- ④ 商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(提出日前3ヶ月以内に発行されたもの) 1部
- ⑤ 印鑑登録証明書(提出日前3ヶ月以内に発行されたもの) 1部
- ⑥ 決算書(最新のもの) 1部
- ⑦ 税の未納が無い証明書 1部(法人税、消費税及び地方消費税、法人市町村民税)
- ⑧ 市指定企画提案書 1部
- ⑨ 企画提案資料(任意様式) 正本1部、副本10部

※資料のサイズは、A4版とし、必ず、ページ番号を付けること。

ただし、商品カタログを資料とし添付する場合は、この限りではない。

イ. 企画提案資料の記載事項

下記の項目全てを網羅した資料とすること。

- ① 導入する機器等の仕様及び機能
- ② システムの運用（使用者「市職員」と来庁者「市民」の流れがわかるもの）
- ③ システムの維持管理体制
- ④ 広告の方法（導入する機器等の配置、放映内容の審査等）
- ⑤ ①～④のほか、アピールしたいこと

ウ. 受付期間

令和元年 12 月 2 日（月）から 12 月 13 日（金）午後 5 時まで

エ. 提出方法

持参若しくは、郵送によること。

ただし、郵送の場合は、受付期間までに必着のこと。

オ. 提出先

下記の事務局まで

(4) 審査方法

ア. 審査・評価

提出された参加申込書、企業概要等を書類審査し、企画提案書、企画提案資料をもとに評価し、最も高い評価を得た者を契約候補者として採用する。

イ. 審査者

神崎市本庁舎等建設庁内検討委員会の窓口サービス部会

ウ. 審査基準及び評価基準

審査基準は、別表第 1 による。

評価基準は、別表第 2 による。

エ. 留意事項

- ① プレゼンテーション及びヒアリングは行わない。
- ② 参加申込書等の提出が 1 者のみの場合も審査を行い、参加要件を満たした者は、契約候補者として採用する。
- ③ 契約候補者が、参加要件を満たさない状況となったときは、契約締結以前であれば、契約候補者の資格を取り消し、契約締結後であれば、契約を解除する。

6. その他

- (1) 本公募の参加に要する費用は、すべて参加申込者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しません。
- (3) 契約候補者が提出された企画提案書等は、契約書に添付するため、公開することがある。
- (4) 契約候補者以外の企画提案資料は、市において破棄する。

7. 事務局・問い合わせ先

神崎市役所 総務企画部 庁舎整備課

住所 〒842 - 8601
神崎市神埼町神埼 410 番地
電話番号 0952 - 37 - 0011
E-mail soumu-03@city.kanzaki.lg.jp

別表第 1

神崎市新庁舎広告付き窓口案内システム設置事業者選定審査基準

分類		審査項目		配点	
1	事業者の状況	1	営業所等の状況	本店、営業所等が本市に近いか	10 点
		2	過去の実績	過去 10 年以内の実績の多さ	5 点
2	システム(設置機器)の内容	1	機器の仕様(市)	職員が使用しやすい機器か	5 点
		2	機器の仕様(客)	市民の方わかりやすい機器か	5 点
		3	機器の機能	本市が必要とする機能以上を有しているか	10 点
3	システムの運用	1	運用(市)	職員が運用しやすいシステムか	10 点
		2	運用(客)	市民の待ち時間を有効にできるシステムか	5 点
4	維持管理体制	1	維持管理	機器の保守などは適切か	5 点
		2	故障時の体制	故障した場合の対応、体制は適切か	10 点
		3	管理状況	システムへの問い合わせへの対応、体制は適切か	5 点
5	広告の方法	1	広告内容	広告の内容に本市の意見を入れられるか	5 点
		2	広告審査	社内基準や審査方法は適切か	5 点
		3	放映管理	本市が放映停止を命令してからの対応は適切か	5 点
6	独自性	1	独自の工夫	良い提案がなされているか	10 点
7	設置費用	1	設置費用	本市に支払われる電気代などの金額	5 点

別表第 2

神埼市新庁舎広告付き窓口案内システム設置事業者選定評価基準

評価基準	評価	加点方法
非常に優れている	S	配点×1.4 + 2点
優れている	A	配点×1.2 + 1点
標準	B	配点×1.0
劣っている	C	配点×0.6